

陳情元 - 8 (写)

「憲法第9条第2項の後に自衛隊を書き込まないでください」

国への意見書を区議会で採択することについての陳情

日本国憲法は昭和21年11月3日公布、22年5月3日に施行され、今年で72年になります。前文には、民主主義、国際平和主義、主権在民主義が書かれています。先の第二次世界大戦で、日本で、アジアで多くの人命が失われ、東京でも東京大空襲を体験し、台東区でも一夜にして焼け野原になり、人々はB29の空襲に逃げまどい親や子を失いました。戦争は人間を滅ぼすことです。そしてこの憲法で日本の国が、決して二度と戦争をしないように、戦力の放棄と戦争の放棄を決めました。それ以来、この憲法のおかげで戦争することなく、平和な生活ができています。

しかし、今、安倍政権は、米国から戦闘機をたくさん購入し、憲法第9条第2項の後に自衛隊を明記しようとしています。自衛隊は災害復旧で人助けしていますが、本来の任務は軍隊です。憲法に自衛隊が書き込まれれば、第2項は空文化され、戦争が出来るようになります。2012年改憲案では第9条を改正し、「国防軍」が、全面的な集団的自衛権を行使でき、国防軍にかかわる秘密保護法制の整備を求め、軍法会議に相当する軍事審判所の設置も求めています。戦争への道が開かれてしまいます。

私たち新日本婦人の会は「憲法改悪に反対、軍国主義復活を阻止します」を目的の一つにしています。二度とあの悲惨な戦争を起こしてはならない、誰も戦争によって幸せになる人はいません。子どもからお年寄りまで、いつまでも平和で戦争のない社会であるために、誰もが血を流すことがないよう、国の最高法規である憲法第9条第2項の後に自衛隊は書き込まないでください。

陳情項目

1、「憲法第9条第2項の後に自衛隊は書き込まないでください」国への意見書を区議会で採択してください。

令和元年5月22日

台東区議会議長

石 塚 猛 殿